

# 介護老人保健施設しずはうす訪問（予防）リハビリテーション利用料金表（1日につき）

令和6年6月1日現在

訪問リハビリテーション利用料金表（円）

加算	1割	2割	3割		加算内容（詳細につきましては約款をご参照下さい）
訪問リハビリテーション費	324	649	974	1回につき	1回あたり20分以上、週に6回限り ※退院（所）日から起算して3月以内、医師の指示に基づき継続してリハビリを行う場合、週12回まで
認知症短期集中リハビリテーション加算	253	506	759	1日につき	退院日から起算して3月以内
短期集中リハビリテーション加算	211	422	633	1日につき	退院日から起算して3月以内
口腔連携強化加算	52	105	158	月1回限度	利用者の同意を得た後に、歯科医療機関やケアマネジャーに口腔の健康状態を評価した情報を提供した場合
退院時共同指導加算	633	1266	1899	1回に限り	医療機関からの退院後に理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算1(イ)	189	379	569	1月につき	医師、理学療法士等、その他の職員の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーションマネジメント加算2(ロ)	224	449	674		(イ)に加えリハ計画書の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
リハビリテーションマネジメント加算3	284	569	854		事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合
診療未実施減算	-52	-105	-158	1回につき	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	12	18	1回につき	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合

介護予防訪問リハビリテーション利用料金表（円）

	1割	2割	3割		加算内容（詳細につきましては約款をご参照下さい）
介護予防訪問リハビリテーション費	314	628	943	1回につき	1回あたり20分以上、週に6回限り ※退院（所）日から起算して3月以内、医師の指示に基づき継続してリハビリを行う場合、週12回まで
短期集中リハビリテーション実施加算	211	422	633	1日につき	退院日から起算して3月以内
口腔連携強化加算	52	105	158	月1回限度	利用者の同意を得た後に、歯科医療機関やケアマネジャーに口腔の健康状態を評価した情報を提供した場合
退所時共同指導加算	633	1266	1899	1回に限り	医療機関からの退院後に理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
予防訪問リハビリテーション費減算	-31	-63	-94	1回につき	利用を開始した月から12月を超えた期間利用した場合
診療未実施減算	-52	-105	-158	1回につき	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	12	18	1回につき	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合